

農林WG関連

番号:1

受付日	30年2月20日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年3月30日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	農地所有適格法人に対する出資規制の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 わが国農業の生産基盤を強化する観点から、企業による農地所有適格法人への出資規制を緩和すべき</p> <p>【提案理由】 2016年4月に施行された改正農地法により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)に対する出資規制や構成員要件の緩和が行われたものの、企業による出資が過半数を超えることができないため、過半数を超える議決権を取得することができない、総出資額がパートナーの出資額に制約されるといった弊害が生じている。</p> <p>出資規制を緩和することで、担い手たる企業の参入、新技術等に対する投資の促進等が期待され、わが国農業の生産基盤の強化に資することとなる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。</p> <p>③ 農業関係者が総議決権の過半を占めること。</p> <p>④ 役員のうち過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>	
該当法令等	農地法第2条第3項、第3条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満まで拡大したところではあります。</p> <p>さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養父市で行っております。</p> <p>農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないかと農業者・農村現場の懸念があることから、まずは、これらの見直しの現場での実施状況を見てまいりたいと考えています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林WG関連

番号:2

受付日	30年4月16日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	農地中間管理機構(農地バンク)の実績を検証すること
具体的内容	<p>【要望内容】 農業の担い手確保に向けた農地中間管理機構(農地バンク)の実績の検証</p> <p>【理由】 農地を意欲ある担い手に貸し出す「農地中間管理機構(農地バンク)」の平成28年度の新規転貸面積は約43,000haと、前年度比約6割に鈍化した。 この実績を検証し、制度の利用が進まない原因を特定したうえで、担い手確保に向け効果的な対策を講じる必要がある。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>農業を成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化をさらに加速化することが必要であり、平成35年までに、担い手の農地利用割合を現在の5割から8割まで拡大させることとしています。</p> <p>このため、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿として農地中間管理機構を整備することとし、平成26年度から事業を開始しています。</p> <p>機構は、平成29年度には4.7万haの貸付けを行い、事業開始からの累積では、18.5万haの貸付けを行っています。</p>	
該当法令等	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	機構事業の手續の煩雑さの解消など5年後見直しに向けた検討を、機構の実績の検証をしつつ進め、担い手への農地集積を加速化してまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林WG関連

番号:3

受付日	30年4月16日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	株式会社による農地の直接所有を認めること
具体的内容	<p>【要望内容】 農業の担い手確保のための株式会社による農地の直接所有</p> <p>【理由】 農業従事者が高齢化し、農業の担い手がおらず、耕作放棄地が増加している。 農業の担い手として参入したい企業があるが、リースした土地では、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声がある。 農業の大規模化・集約化を進め、生産性・収益性を高めるためにも、国家戦略特区である兵庫県養父市で認められている株式会社による農地の直接所有を、全国で認める必要がある。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。</p> <p>③ 原則として農業関係者が総議決権の過半を占めること。</p> <p>④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>また、上記の要件を満たさない法人の農地所有を認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が、平成28年9月に施行されたところです。</p> <p>なお、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>	
該当法令等	農地法第2条第3項、第3条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されたところです。</p> <p>さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養父市において行うこととしたところです。</p> <p>農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないかとこの農業・農村現場の懸念があることから、まずは、これらの見直しの現場での実施状況を見てまいりたいと思います。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林WG関連

番号:4

受付日	30年4月16日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	国有林の運営にコンセッション方式を導入すること
具体的内容	<p>【要望内容】 国有林の産業化に向けた、国有林の運営へのコンセッション方式の導入</p> <p>【理由】 国土の約7割を占める森林のうち、国有林は約3割(758万ha)を占める。この国有林を産業化するためには、民間事業者がその経営ノウハウを活かし、長期・大ロットで伐採から販売までを行うことが効果的である。このため、国有林について、所有と経営を分離し、林道の相互接続や伐採木の協調出荷など、国有林と民有林との連携も可能となる「コンセッション方式」を導入する必要がある。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>国民共通の財産である国有林については、森林の有する多面的機能の発揮や林業の成長産業化への貢献等を目的とした管理経営を行っているところです。この考えの下、公益重視の施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給を行っています。</p> <p>現在、国有林では、林業の成長産業化に資することを目的に、地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と国有林が連携して森林共同施業団地を設定し、民有林と連携・連結した路網や中間土場の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の実施、民有林材との協調出荷等を推進しています。</p>	
該当法令等	-	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>平成31年度から民有林において動き出す「新たな森林管理システム」の定着を後押しするため、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が新たな木材需要の拡大(製材工場等の整備による輸入材との競争力強化等)や生産性の向上等を図りながら、長期・大ロットで国有林の立木の伐採・販売を行うスキームの導入を検討しています。</p> <p>(参考:平成30年度林政審議会本審議会平成30年4月13日配付資料 <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/">http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/</a> )</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

医療・介護WG関連

番号:1

受付日	30年2月28日	所管省庁への検討要請日	30年3月19日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	NDBオープンデータの公表項目の改善
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 NDBオープンデータの公表項目の最小集計単位を都道府県から二次医療圏レベルとするとともに、公表項目としてレセプト病名の追加を求める。</p> <p>【提案理由】 現在、NDBオープンデータの最小集計単位は都道府県であるが、医薬品の処方実態・適正使用の把握に基づく情報提供活動の高質化や効率化を目的とした場合、医師による治療は、医師会や近隣医師による影響等も大きく、同じ都道府県であっても、特に糖尿病など治療法、薬剤投与順番などにエリア間差が出ることも多く、また各種検査値の管理状況なども治療環境により大きく異なる。そのため、きめ細やかな医療サービスの創出や改善を行うためには、大きな単位での統計データではなく、できるだけ詳細な単位でのデータを活用できる環境が必須である。各都道府県でも都市部、田舎部の違いはあるので、少なくとも二次医療圏レベルもしくは病院単位での解析データの利用価値は高い。その結果として、医薬品の適正使用状況や診療上の課題が具体的に把握でき、医療の質と効率性の向上、ひいては社会保障費の削減につながると考えられる。</p> <p>また、現在、レセプト病名については公表項目に含まれていないが、人口動態や薬剤投与状況などと合わせて市場把握をすることにおいては、ある程度の疾患患者数を推計するための大きなデータとしての活用が期待できる。日本全体で疾患患者数を明確に示すデータはないため、それを補完する位置づけとしてレセプト病名は非常に利用価値の高い情報であり、更に、疾病情報に投与薬剤情報を掛け合わせることで、医薬品の適正使用の推進につながると考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>現在、NDBには医療保険のレセプトデータのかなりの部分が集められるとともに、年間2千万件を超える特定健診・特定保健指導のデータが含まれており、国民の医療動向や健康等の実態を把握する観点から、有用なデータと考えられます。</p> <p>こうしたデータの有用性を更に活かすため、まずは典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計し公表することで、広く国民に情報提供してはどうか、という議論が「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」等でなされました。NDBオープンデータは、こうした指摘を踏まえて、作成したものです。第1回NDBオープンデータ公表後も、集計項目についてはHP上で民間からも要望を受け付けており、レセプト情報等の提供に関する有識者会議に諮った上で集計項目の拡充に努めています。</p>	
該当法令等		
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>NDBオープンデータの集計項目についてはHP上で民間からも要望を受け付けており、頂いた要望についてはレセプト情報等の提供に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)での審議を経て、集計の可否を決定しているところです。平成30年度上半期に予定されている有識者会議において第4回NDBオープンデータの集計項目について検討予定であり、今回頂いた要望についてもその場で検討させて頂きたいと思っております。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

医療・介護WG関連

番号:2

受付日	30年2月28日	所管省庁への検討要請日	30年3月19日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の民間利用の拡大
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 レセプト情報・特定健診等の提供に関するガイドラインの該当ページを以下の通り追加・変更いただきたい。 P7「4提供依頼者申出者の範囲」:追加「生命科学および将来の医療への寄与を目的として研究開発を業とする企業」 P14「(1)利用目的」:「施策の推進に有益な研究又は学術の発展に資する」→「施策の推進に有益な研究又は学術の発展あるいは国民のヘルスケア向上に資する」 【提案理由】現在NDBは、全国や都道府県における医療費適正化計画の作成のための分析に使われている。それ以外の目的でも利用できるが、患者個人の病歴などセンシティブな情報を含むことから、国や行政機関、医療保険者の中央団体における分析や、有識者による審査を経た研究でしか使うことはできない。更に、分析結果の公開には厳格なルールが定められており、公開目的の場合は最小限のデータしか使用できない他、個人が特定されやすい小さな集団における分析は行わないことになっている。これら状況から、NDB情報の民間利用については、審査プロセスが厳しく、かつ、時間と労力を有するため、一定の審査期間も要するという課題が挙げられ、NDB情報の民間利用については、未だ限られた用途のみしか活用できない状況となっている。 NDBの民間利用に関しては、2016年10月に、基礎的な集計表としてNDBオープンデータが一般公表されているが、あくまで集計データであるため情報が十分ではなく、更なる疫学研究を進めるためには、民間による主体的なNDBの活用が必須である。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する広報の利用及び提供に関する指針」においてNDBデータの利用は「医療のサービスの質の向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの使用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合」とされており、提供依頼申出者の範囲や審査基準等が規定されているレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインに基づき、有識者会議での審査の上データの提供が行われています。 NDBの民間利用に関してはこれまでレセプト情報等の提供に関する有識者会議でも議論されており、民間からのヒアリングや模擬申出の通して検討を行って参りました。その検討の中で民間からの要望に応えるために、汎用性が高く様々なニーズに一定程度応えうる基礎的な集計表を作成し、公表していくこととなり、平成28年度よりNDBオープンデータを作成、公表しております。</p>	
該当法令等	高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する広報の利用及び提供に関する指針	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>地域における効果的・効率的で質の高い医療・介護の提供体制や地域包括ケアシステムの構築等の観点から、NDBと介護保険総合データベースで保有する情報との連結解析や、NDBで保有する情報の趣旨に即した第三者提供の枠組み等について、医療保険者や医療関係者といった、関係主体の意見を踏まえて検討を進めることとしています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

医療・介護WG関連

番号:3

受付日	30年4月20日	所管省庁への検討要請日	30年6月12日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	処方箋の電子発行
具体的内容	<p>花粉症などの重症ではなく、薬だけもらいたい場合でも医者に見てもらってから処方箋をもらわないと薬はもらえません。</p> <p>冬などは風邪の人で混雑していて1時間近く待たされるなど待ち時間が無駄ですし、逆に薬だけもらいたい人がいっぱいいるので医者に見てもらいたい人の診療が遅れたりすることもあるかと思えます。</p> <p>また、病院に行くことで病気をうつされてしまう可能性もあるかと思えます。</p> <p>今後高齢化し、慢性病で医者に通う人が増えたり、高齢化で医者の数が減ったりということが考えられるかと思えます。</p> <p>そこで、一度医者の診療を受けることを条件に、以降同じ病気に対して薬をもらいたい場合は、ネットで医師に継続して薬をもらいたいとの連絡をすると、医師が認めた場合、電子的に処方箋を発行することができるようにし、その処方箋で薬が買えるようになる社会になると良いなと考えます。</p> <p>高齢者や、公共交通の発達していない地域では通販で薬が受け取れる仕組みなどもあわせて検討できるかと思えます。</p> <p>もちろん、対象となるのは慢性病や軽い病気の場合ですべての病気が対象とはならないかと思えますが、そのあたりは医者の判断ということにしてもらえればよいかと思えます。</p> <p>いろいろ課題はあるかと思えますが、society 5.0で目指す電子化で便利になる社会のテーマや、マイナンバーを使った医療の推進などのテーマに沿った課題であるかと思われま。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>(1)オンライン診療による処方については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月)」にお示ししているとおり、医師の判断により実施が可能であるとしているところです。また、電子的な処方箋の発行については、平成28年3月に処方箋の電子化を可能とする省令改正を行うとともに、電子処方箋の円滑な運用や地域医療連携の取組を進めることなどを目的として「電子処方せん」の運用ガイドラインを作成しています。</p> <p>(2)医師が処方した薬を受け取る際には、適正な使用のために薬剤師による服薬指導が必要です。現行の制度では、薬剤師が患者の居宅を訪問して服薬指導を実施する場合に限り、薬局に出向かずに処方薬を受け取ることができます。情報通信機器等を用いた、薬剤師によるオンラインでの服薬指導については、原則として医薬品医療機器法により禁じられており、国家戦略特区における特例として、薬剤師の訪問が困難な場合に限定して実施できるとされています。</p>	
該当法令等	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン診療の適切な実施に関する指針</li> <li>・電子処方せんの運用ガイドライン</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品医療機器法</li> <li>・国家戦略特別区域法</li> </ul>	
対応の分類	(1)対応(オンライン診療)、検討に着手(電子処方箋)(2)検討に着手	
対応の概要	<p>(1)オンライン診療による処方については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月)」にお示ししているとおり、医師の判断により実施が可能であるとしているところです。また、処方箋の電子的な発行については、今後は実証事業を通してよりよい運用方法を検討していく予定です。</p> <p>(2)オンラインによる服薬指導について、厚生労働省では、今後、国家戦略特区での実証等を踏まえ、検討を行う予定です。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

保育・雇用WG関連

番号:1

受付日	30年3月2日	所管省庁への検討要請日	30年4月17日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	在留資格認定証明書交付申請に係る問合せ対応の充実による手続きの迅速化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 在留資格認定証明書の交付申請に係る問い合わせに対する就労審査部門の窓口や電話での応答体制を充実させ、手続きを迅速化すべきである。</p> <p>【提案理由】 「技術・人文知識・国際業務」や「企業内転勤」の在留資格認定証明書の交付申請に際して、入国管理局への問い合わせに非常に時間がかかる。外国籍社員の採用に際して、入社予定日までに査証発給が間に合わない懸念があることはビジネスリスクの一つとなっている。 入社予定の個々の外国籍社員ごとに背景事情が異なることから、在留資格認定証明書の交付申請にあたり、多くの確認事項がある。入国管理局への一度の訪問では全ての疑問が解決に至ることは少なく、電話で問い合わせる必要がある。しかしながら、電話回線は混雑し、繋がらないことが常態化している。それにより、在留資格認定証明書の交付申請が遅滞、あるいは申請時の書類不備（誤記載、未記載）が発生し、申請書が受理されるまでに時間を要している。その結果、最終的に認定証明書の受領も遅滞する。 入国管理局の問い合わせ窓口や電話による応答体制を充実させることによって、当該申請手続きの迅速化を図るべきである。</p>
提案主体	一般社団法人 日本経済団体連合会

	所管省庁	法務省
制度の現状	<p>外国人は原則として来日前に、在外公館で査証の発給を受けなければいけません。外国人本人又はその代理人があらかじめ地方入国管理局において申請した場合には在留資格該当性及び上陸許可基準適合性が認められる旨の証明書（「在留資格認定証明書」）の交付を受け、これを在外公館へ提出することにより、速やかに査証発給を受けることができます。 また、地方入国管理官署に外国人在留総合インフォメーションセンターを設置する等し、問合せに対応しているほか、ホームページにおける手続案内の充実を図っているところです。</p>	
該当法令等	・出入国管理及び難民認定法第6条第1項、第7条の2、別表第1の2	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>地方入国管理官署に外国人在留総合インフォメーションセンターを設置する等し、問合せに対応しているほか、ホームページにおける手続案内の充実を図っているところ、引き続き、各種在留関係諸手続の案内の充実を努めてまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

保育・雇用WG関連

番号:2

受付日	30年4月16日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	移民政策とは異なる外国人材の新たな受け入れ策を構築すること
具体的内容	<p>【要望内容】 より「開かれた日本」の実現に向け、移民政策とは異なる外国人材の新たな受け入れ制度のあり方に関する早急な検討</p> <p>【理由】 現行の出入国管理については、在留資格制度のもと厳格な運用がされ、外国人を限定的に受け入れてきているが、今後は、これまでの原則に縛られず、企業の実情や今後のわが国経済を見据えた、より「開かれた受け入れ体制」を構築することが求められている。 諸外国の制度を参考に、移民政策とは異なる、非技術的分野の受け入れをはじめとした新たな受け入れ制度のあり方について、政府において早急に検討する必要がある。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	法務省
制度の現状	出入国管理及び難民認定法第2条の2において、本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされています。	
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	本年2月20日に開催された経済財政諮問会議において、総理大臣から、深刻な人手不足が生じており、専門的・技術的分野における外国人受入れの制度の在り方について制度改正の具体的な検討を早急に開始するよう官房長官と法務大臣に対して指示があったことを受け、一定の専門性・技能を有する外国人について、適切な受入れを可能とする新たな枠組みの基本的な方向性を示すべく、検討を行ってきました。そして、本年6月15日に閣議決定された「骨太の方針2018」において、新しい外国人材の受入れ制度についての基本的な方向性を示したところです。今後、関係省庁とともに検討を進めていく予定です。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:1

受付日	30年2月20日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年3月30日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	研究開発業務における技術基準適合証明未取得機器の利用
具体的内容	<p><b>【提案の具体的内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発業務において活用を検討する新規技術を搭載した通信機器・通信モジュールに関して、技術基準適合証明を取得しておらずとも海外より輸入および研究開発への利用を許容すべきである。</li> <li>特に、訪日観光客等に対して、入国の日から90日に限って利用可能とされているWi-Fi端末及びBluetooth端末（日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準（国際標準）に適合するもの）については、早期に研究開発での利用が可能となるよう制度整備を図るべきである。</li> </ul> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【規制の現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波法および電気通信事業法により技術基準適合証明を取得しないまま電波を発する通信機器・通信モジュールを利用することができない。利用するためには認証局より認定を受け登録が実施されるのを待つ必要がある。</li> <li>平成28年5月21日より、訪日観光客等が日本国内に持ち込むWi-Fi端末及びBluetooth端末（日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準（国際標準）に適合するもの）については、入国から90日以内に限り日本国内での使用を認めるよう制度改正が行われた。このため、対象の機器が日本国内で使用される可能性があるにもかかわらず、日本国内の事業者は当該機器を用いた試験・研究が行えない状態が生じている。</li> <li>規制改革ホットライン(受付番号281107015)の「所管省庁の検討結果」で、本件要望に対して             <ol style="list-style-type: none"> <li>個別に実験試験局（既存制度）の免許を取得</li> <li>電波暗室等の試験設備の内部で使用</li> </ol>             のいずれかにより対応可能であることを理由に「現行制度下で対応可能」と回答されている。しかし、次の理由により、上記①②はいずれも要望を満たすものとはいえない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>実験試験局免許の申請には、メーカーが公表していない技術情報（送信機（トランスミッタ）、受信機及び空中線系の各種情報、これらの構成を示す接続系統が記載された図）の記載・添付が求められており、海外メーカー自身またはその提携者のいずれでもない日本企業には入手が不可能であるため、申請自体が行えず、免許取得が不可能である。</li> <li>電波暗室内だけの試験では、社会実装を目指した屋外試験等が行えないため、代替手段として全く不十分である。</li> </ol> </li> </ul> <p><b>【規制の弊害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発の業務においては最先端の技術やそれを含んだ機器を扱うことがあるが、技適が取得されていない海外製の機器は国内に持ち込むことができず、技適が取得されるまで調査を行うことが出来ない。結果、最先端の機器を自由に扱える海外と比べ、研究開発やサービス展開のスピードを落とすこととなるため。</li> <li>中でも、訪日観光客等による日本国内での使用が認められている機器については、当該機器の接続先となる日本国内のサービスとの間での動作確認・影響検証等を行うことができず、国内事業者のみならず機器使用者である訪日観光客等にも不利益（接続障害、機器の故障等）を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul> <p><b>【規制改革の許容性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪日観光客等による当該機器の日本国内での使用については「訪日観光客等が我が国に滞在する期間、これ九十日以内でございますが、に限りまして利用することを可能とするものでございまして、この改正によりまして電波利用環境に悪影響を与えるおそれはほとんどないと、こういうふうと考えております」（2015年5月14日 参議院総務委員会 政府参考人（吉良裕臣・総合通信基盤局長）答弁）とされている。年間2000万人を超え、さらなる増加が見込まれている訪日外国人が利用しても電波環境に悪影響を与えるおそれがないと政府側が明言している機器を、それよりはるかに小規模な研究開発目的で国内事業者が使用したとしても、電波環境への悪影響が生じるといえる合理的な理由は無い。</li> </ul> <p><b>【規制改革のメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外で開発された電波を発する通信機器であってもすぐに研究開発に利用することができ、海外に遅れることなく研究開発を行うことが出来る。</li> <li>訪日観光客等が使用する機器の接続環境の向上、当該機器を活用した新たなサービスの提供等が可能となることにより、訪日外国人の満足度向上に寄与することが期待される。</li> </ul>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	<p>電波法第4条第2項で定める「本邦に入国する者が自ら持ち込む無線設備」とは、具体的に観光旅行者の持ち込むWi-Fi端末等をその旅行期間中に限り利用可能とするための制度であり、本提案のような新サービスの導入のための制度とはなっておりません。</p> <p>他方、電波法では、適合表示無線設備でない無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、試験・研究に当該設備を用いることができます。また、総務大臣が公示する周波数、地域、期間、空中線電力の範囲で開設する等の一定の基準を満たせば、審査が簡素化され、申請から免許までの処理期間を大幅に短縮できる特定実験試験局制度を活用することも可能です。</p>	
該当法令等	電波法第4条、第5条、第58条、電波法施行規則第4条、第7条	
対応の分類	検討に着手	

対応の概要	<p>本提案事項につきましては、平成28年第12回規制改革ホットラインの検討要請項目としても(一社)日本経済団体連合会より提案されており、また、規制改革推進会議第13回投資WG(1月31日)においても取り上げられました。</p> <p>このような状況を踏まえ、総務省の「電波有効利用成長戦略懇談会」において日本国内の技術基準に相当する国際標準に準拠したWi-Fi等の無線設備を対象に、試験・研究等の目的に限り、技適を取得せずとも海外から持ち込み利用可能とすること等について、何らかの方策を検討するという方向で議論されています。</p> <p>本懇談会は、本件を含めて、本年の夏を目途に取りまとめを行う予定です。</p>
-------	---

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:2

受付日	30年3月13日	所管省庁への検討要請日	30年3月19日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	確定拠出年金制度普及のための施策<中途脱退要件の緩和>
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 確定拠出年金制度における中途脱退要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 ・米国IRAには、医療費、失業時の医療保険等支払いなどで早期引き出しが認められている。 ・我が国においても、長期的に資金が「塩漬け」されてしまうのでは、という観点から確定拠出年金への加入に躊躇する層が一定程度見受けられ、一定の要件下での早期引き出しを認めることが、特に個人型DCの普及促進に寄与すると考えられる。 ・なお、いわゆる中途退職時の脱退一時金給付問題に見られるような事案へは、税率の引き上げなどのペナルティを課すことも効果的と考えられる。</p>
提案主体	一般社団法人Fintech協会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型確定拠出年金からの脱退一時金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内</p> <p>【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】 ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・年金資産が25万円以下 または 通算拠出期間が1年以上、3年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない</p>	
該当法令等	確定拠出年金法附則第2条の2、第3条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としているところです。さらに、一昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、確定拠出年金の脱退要件の緩和を認めるのは困難です。</p> <p>よって、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してよくご説明し、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:1

受付日	29年9月19日	所管省庁への検討要請日	29年10月3日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	多様な運転手が旅客運送サービスを提供する新たなタクシー事業の実現
具体的内容	<p>運転免許自主返納の取組みや高齢化により、自家用自動車での移動が必須となっている地方等においても、自ら車を運転できない者が増加している。また、定期的な通院や買い物等の日常的な中距離の移動需要に対し、タクシーでの移動は高額となること、さらに地方によってはバスが一日に数本程度しかないため、旅客運送サービスが十分に提供されていない地域が広がり始めており、今後益々広がっていくことが懸念される。</p> <p>このような地域における日常的な中距離移動需要に応えるための対策の一つとして、低価格帯のタクシーの提供が考えられるが、タクシー業界は、既存ドライバーの高齢化と新規ドライバーのなり手が減少の傾向にあり、近いうちに深刻な人手不足に陥ることが懸念されており、かつ事業費の大半を人件費が占めているため実現は極めて難しい。一方で、既存ドライバーやドライバー希望者の中には、短時間勤務など柔軟な働き方へのニーズが高まっている。</p> <p>また、地方、都市に関わらず、大規模イベント等に伴う突発的な移動需要に対し、タクシーは充分に対応できておらず、特に2020年東京オリンピックによるインバウンドの増加に対応できないことが懸念される。</p> <p>このような状況に対応するため、サービス提供事業者(主に既存のタクシー会社を想定)が責任主体として運行管理等の安全対策を実施することを前提に、登録個人ドライバーが自家用自動車を用いて有償で旅客運送を行う以下のサービスを提案する。</p> <p>(1)サービス提供者(タクシー事業者等)は、登録車両に運行状況の遠隔監視の仕組みを実装し乗務記録・運行記録によるドライバーの乗務時間の把握等の安全対策を行う。また、事故発生時の対応を行う。</p> <p>(2)登録個人ドライバーは、一定の稼働時間等の制限の下、あらかじめ依頼された「配車」のみに対応する。ドライバーの要件は、第二種運転免許取得者または第一種運転免許を受けており国土交通大臣が認定した講習を受講している者とする。さらに任意保険の加入を義務付けることとする。</p>
提案主体	有限会社三ヶ森タクシー

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>一般旅客自動車運送事業を営む場合は輸送の安全の確保、利用者の保護等を図ることが必要不可欠であり、何らの要件なしに事業を行うことができるのは適切ではなく、不適格な者の参入を排除する必要があることから、一定の要件を満たすことを条件とする事業の許可制度を設けています。</p> <p>なお事業許可の具体的な要件については、輸送の安全の確保、利用者の保護等の観点から、事業用自動車の使用、運転者による第二種免許の取得、国家資格を有する運行管理者・車両整備管理者の選任、保険加入及び適切な事業計画の策定等が義務付けられています。これらを通じて、輸送の安全を確保できるか、利用者の保護等を図ることができるか、また、申請者が適確な事業遂行能力を有するかといった資格要件の審査を行っています。</p>	
該当法令等	道路運送法	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを一つの節目とし、さらには、その先の未来の社会にも応えられるよう、しなやかな移動サービスを具体化し導入を目指します。安全性の確保を前提にしつつ、利用者のニーズや地域交通機関の課題を整理し、ICTを積極的に活用して、利用者ニーズへのきめ細かい対応と運転手の多様な働き方を実現する新たなタクシーサービスの在り方を総合的に検討し、利用者の立場に立って早急に結論を取りまとめます。【平成30年度検討開始・平成31年度結論】</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:2

受付日	29年9月20日	所管省庁への検討要請日	29年10月3日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	タクシー事業者が行う救援事業等の基準の緩和
具体的内容	<p>近年、インターネット通販等の増加により、貨物運送の需要が急増し、貨物運送業界の人手不足が社会問題化している。貨物と旅客を混載する貨客混載について規制が緩和され、過疎地域で認められたことは歓迎するが、都市部においては依然として貨物運送の人手不足は解消されておらず、さらに貨物運送に対する利用者のニーズも多様化している。なお、タクシーによる貨物運送については、国土交通省通達により「救援事業」として、忘れ物の代理取得やペットの運送等、「社会通念上貨物運送行為とみなされないもの」について地域によらず一部認められているところである。</p> <p>また、タクシー事業については、業界全体の収支が年々減少の傾向にあり、さらに、一日のタクシーの需要については時間帯によってばらつきがありアイドルタイムが発生する等、輸送能力が十分に活かしきれておらず、そのリソースをタクシー救援事業として貨物運送にあてるといった改善の余地がある。</p> <p>そこで、都市部等においてもタクシー事業者がより柔軟に貨物運送を出来るように、タクシー事業者が行う救援事業等の基準の緩和を提案する。</p> <p>規制が緩和されたとしても、貨物運送事業者と旅客運送事業者とは、事業の収支構造も大きく異なっているため、同様のサービスを近しい料金で提供するといった競争が起きる可能性は低く、むしろ利用者のニーズに柔軟に対応していくことで適切に棲み分けが進み、貨物運送の人手不足解消の一助となるとともに、利用者の多様なニーズに応え、かつタクシー事業者の経営改善にもつながることが期待される。</p> <p>期待される新たなサービスの例： 夜間におけるバイク便では扱えない大きさの荷物の輸送。貨物運送事業者からの夜間配達代行 等</p>
提案主体	三和交通株式会社

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>タクシー事業者は、「タクシー事業者が行う救援事業等について」(平成元年地自第240号運輸省地域交通局自動車業務課長通達)により、一定の条件のもとで、単に役務を提供する行為及び役務の提供に連動して生ずる非定期的な物品輸送であって社会通念上貨物運送行為とみなされないものを行うことが可能です。</p>	
該当法令等	<p>・道路運送法 ・貨物自動車運送事業法 ・「タクシー事業者が行う救援事業等について」(平成元年地自第240号運輸省地域交通局自動車業務課長通達)</p>	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>・救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会通念上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。【平成30年度検討開始・平成30年度結論】</p> <p>・利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点を踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれないように留意して行う。【平成30年度検討開始・平成31年度結論】</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:3

受付日	29年9月25日	所管省庁への検討要請日	29年10月19日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	-----------	----------	----------

提案事項	地方税の電子納付等効率化の推進
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税等は原則として納付書等の文書により収納することとなっており、納税者、地方公共団体、金融機関も含めそれぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として非効率。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課税目も含めた地方税の全国共通の電子納税システム(共同収納システム)の構築</li> <li>賦課税納付書の規格・様式の統一化に向けた環境整備</li> <li>延滞金・督促料等の取扱いの廃止</li> <li>利便性の高い電子行政サービスの実現に向けた一層の推進(各地方公共団体に対する財政支援等)</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在検討が進められている地方税の共同収納システムはeLTAX取扱い税目を当面の導入対象としているが、地方税の納付件数の9割以上を占める賦課税目(自動車税や固定資産税等)を対象とすることによって、納税者を含む関係者それぞれの利便性向上や効率化効果は拡大する。</li> <li>賦課税納付書の規格・様式については平成18年4月に様式統一化に関する留意通達を出状されるなど対応が行われているが、その後は有効な措置が取られておらず、様式の統一化は進んでいない。</li> <li>期限経過後に金融機関窓口で納付を受け付ける際、延滞金・督促料等の徴収を金融機関に義務付けている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い税額を確定することは徴税権者の権限に属するため金融機関の業務を逸脱していると共に、金融機関にとっては多大な事務負担。</li> <li>上記をはじめとした利便性の高い電子行政サービスの実現を目指す前向きな取組みについては、各地方公共団体の財源確保がネックになり進まないケースがあると想定。各地方公共団体に対する幅広い財政支援は、これら取組を後押しする意味で極めて有効。</li> </ul>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	総務省
制度の現状	<p>1. 現在、eLTAXで電子納税できる税目は、地方法人二税等、事業所税、個人住民税(退職所得・給与所得に係る特別徴収)であり、対象税目に係る電子納税(個別団体対応)実施団体数は22団体です。また、地方税の納付書の様式については、一部を除き、地方税法等法令で規定されておらず、各地方団体において条例等により定められています。</p> <p>2. 地方税に係る延滞金、督促手数料の具体的な徴収方法に関しては、地方税法等法令において規定しておりません。</p> <p>3. 地方税に関する各種手続きの電子化については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」において、総務省令で定めるところにより、電子的に行うことができることとされています。関係システムの運用保守経費等について、地方財政措置を講じています。</p>	
該当法令等	<p>1. -</p> <p>2. 地方税法第64条、第67条等</p> <p>3. 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)別表の地方税法部分</p>	
対応の分類	1. 検討に着手 2. 現行制度下で対応可能 3. 対応	
対応の概要	<p>1. 平成31年10月から、左記対象税目に係る共通電子納税システム(共同収納)を導入します。各税目の納税実態、課税側(地方団体)・納税側双方の意見、共通電子納税システム(共同収納)の利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大に向けて検討します。</p> <p>2. 地方税に係る延滞金、督促手数料の具体的な徴収方法に関しては、地方税法等法令において規定しておりません。</p> <p>3. 地方税に関する申告等の電子化に関しては、これまでも必要な地方財政措置を講じており、引き続き適切に対応していきます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:4

受付日	29年9月28日	所管省庁への検討要請日	29年11月6日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	住民税の、特別徴収税額決定通知書の各自治体のフォーム統一について
具体的内容	全市区町村で「特別徴収税額決定通知書」のフォーム及び事業主への通知フォームを統一していただきたい。 現状各自治体によって書面の大きさやフォームが異なっている。 法律に基づいて企業が特別徴収の対応を行っているが、一方で特別徴収を依頼する自治体としても企業が対応を実施しやすいよう対応していただきたい。 法改正等複雑になっていく中、企業の負担を減らすために協力をお願いしたい。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったところであり、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知のeLTAX(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところです。	
該当法令等	地方税法第321条の4第8項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	特別徴収義務者用については、eLTAXシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっています。このため、電子署名を付した正本の電子的送付に未だ対応していない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴義務者に対する電子的正本通知について積極的かつ早急な取組みを求めています。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:5

受付日	29年9月29日	所管省庁への検討要請日	29年12月18日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	-----------	----------	----------

提案事項	行政機関からの照会に係る事務手続きの簡素化
具体的内容	<p><b>【提案の具体的内容】</b>          ・ 行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続きを電子化いただきたい。</p> <p><b>【提案理由】</b>          ・ 行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続きの電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものとする。</p> <p>・ 具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続きが電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続きの迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りに貢献することができる。</p> <p>・ 『官民データ活用推進基本法』(2016年12月公布・施行)においては、行政手続きのオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、今後、政府一丸となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続きを電子化することは、政府の方針にも適うものとする。</p> <p>・ なお、2012年より同様の要望を提出しており、照会文書の様式統一化については、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、現在、統一状況をフォローしている状況である。また、総務省からは、地方税に係る照会文書の様式統一について「地方団体への周知等を進める」旨の回答が得られており、対応が進められているものと理解している。2017年8月時点において、国税庁では統一様式への切替が完了していることを確認しているが、他の行政機関においても実質的に統一様式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人生命保険協会

	所管省庁	内閣官房総務省財務省厚生労働省
制度の現状	<p><b>【総務省】</b>            地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p> <p><b>【財務省】</b>            国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。            その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>            ○照会様式の統一化の周知・徹底について            照会文書の様式の統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、周知・徹底を行っていきたいと考えています。</p>	
該当法令等	<p><b>【総務省】</b>            地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p><b>【財務省】</b>            国税通則法第74条の2、第74条の3及び131条、国税徴収法第141条</p> <p><b>【厚生労働省】</b>            生活保護法第29条</p>	
対応の分類	【内閣官房】検討を予定【総務省】検討を予定【財務省】検討を予定【厚生労働省】検討を予定	

<p>対応の概要</p>	<p><b>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】</b>  行政機関から金融機関に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。  具体的には、内閣官房は、2018年夏を目途に、一部の金融機関(銀行等)及び行政機関(地方公共団体)において、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験が開始されるよう、関係機関との調整を行います。また、内閣官房は、この実証実験において洗い出される課題を踏まえて、関係府省(総務省、財務省、厚生労働省等)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまとめます。</p> <p><b>【総務省】</b>  地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p><b>【財務省】</b>  財務省(国税庁)としては、取引照会のオンライン化の前提として要望されていた、①照会文書の用語・書式の統一化、②取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善、③取引照会の回答の電子媒体による提出の3点については、業界団体との協議を経て、平成27年4月に措置済みです。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  ○照会様式の統一化の周知・徹底について  毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定</p>
--------------	--

<p>区分(案)</p>	<p>◎</p>
--------------	----------

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:6

受付日	29年9月29日	所管省庁への検討要請日	29年11月6日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームを統一いただきたい。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、それぞれ書式・フォームが異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている)。</li> <li>・民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される納税通知書・課税明細書の書式・フォームが統一されていないため、内容の解釈とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。</li> <li>・そこで、固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一を要望する。</li> <li>・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。</li> <li>・なお、「未来投資戦略2017」においては、行政手続の簡素化に関して、「諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化する」とされており、電子化推進のみならず書式・様式の共通化も進めるべきとの方向性が示されている。総務省の「行政手続コスト削減のための基本計画」においては、「電子納税の推進」が主な取組みとして掲げられているが、実際に納税先の地方自治体全てが電子納税に対応するには時間がかかることも想定されることから、民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、電子化のみならず、並行して固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一もしていただきたい。</li> </ul>
提案主体	一般社団法人生命保険協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	<p>納税通知書は、記載すべき事項(賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額等)については、地方税法に規定されている(第1条第1項第6号)ところですが、様式(書式・フォーム)については、法令に規定しているものではありません。</p> <p>また、課税明細書については、記載すべき事項(土地の場合:所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産に係る価格。家屋の場合:所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産に係る価格。)について地方税法に規定され(第364条第3項)、地方税法施行規則にその様式は規定されています(第25号の2様式)が、「この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができる」とこととされています。</p>	
該当法令等	<p>地方税法第1条第1項第6号、第364条第3項</p> <p>地方税法施行規則第14条、様式第25号の2</p>	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>複数の地方団体に納税義務を有する法人にとっての実質的な解決策としては、納税通知書や課税明細書が全国統一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みを構築することが有益と考えられるため、平成31年10月から導入される共通電子納税システムの次なる課題として、コスト面やシステム面などについて検討を進め、可能な税目から拡大していく方向で取り組みます。</p> <p>平成30年度から、順次、できるだけ早く対応方針を整理できるよう、検討していきます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:7

受付日	29年9月29日	所管省庁への検討要請日	29年11月6日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームを統一いただきたい。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、それぞれ書式・フォームが異なっている(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている)。</li> <li>・民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームが統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負荷は大きい。</li> <li>・そこで、住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一を要望する。</li> <li>・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。</li> <li>・なお、「未来投資戦略2017」においては、行政手続の簡素化に関して、「諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化する」とされており、電子化推進のみならず書式・様式の共通化を進めるべきとの方向性が示されている。総務省の「行政手続コスト削減のための基本計画」においては、「電子納税の推進」が主な取組みとして掲げられているが、実際に納税先の地方自治体全てが電子納税に対応するには時間がかかることも想定されることから、民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、電子化のみならず、並行して住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一もしていただきたい。</li> </ul>
提案主体	一般社団法人生命保険協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったところであり、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知のeLTAX(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところです。	
該当法令等	地方税法第321条の4第8項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	特別徴収義務者用については、eLTAXシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっています。このため、電子署名を付した正本の電子的送付に未だ対応していない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴義務者に対する電子的正本通知について積極的かつ早急な取組みを求めています。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:8

受付日	30年2月22日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年4月20日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	第二種運転免許試験の受験資格の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 第二種運転免許試験の受験資格要件である普通運転免許保有年数を引き下げるべきである。</p> <p>【提案理由】 第二種運転免許試験は、他の第二種免許を現に受けている、または、大型第一種免許、中型第一種免許、準中型免許、普通第一種免許、大型特殊第一種免許のうちいずれかを通算して3年以上(政令で定めるものにあつては2年以上)現に受けている者でなければ受験できない。 旅客運送業界における運転手不足の解消は喫緊の課題である。より多くの人に第二種運転免許を取得してもらう上でも、まずは保有年数を緩和することで、受験者の裾野を広げる必要がある。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	警察庁
制度の現状	<p>現行の道路交通法では、第二種免許の運転免許試験については、21歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許(牽引第二種免許の場合は、牽引免許も含まれる。)を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年(政令で定めるものにあつては、2年)以上のものであることが、受験資格とされています。 なお、ここでいう「政令で定めるもの」とは、普通免許等を受けた日以後において、旅客自動車の運転に関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものにおける教習を修了した者等を指します。</p>	
該当法令等	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第96条第5項 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第34条第3項、第4項</p>	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>平成28年6月2日に閣議決定された規制改革実施計画では、普通第二種免許の受験資格の緩和について検討することとされました。これを踏まえ、29年度は、当庁において普通第二種免許の受験資格のうち、普通免許等保有3年以上とされている経験年数要件を1年以上とする特例を設ける場合の教習の在り方を中心に、調査研究を行ってきました。</p> <p>また、29年6月9日に閣議決定された規制改革実施計画では、大型第二種免許等を含めた第二種免許の受験資格について、「旅客自動車運送事業の安全確保を所管する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する」こととされました。これを受け、当庁では、29年度の調査研究の結果を踏まえ、30年度に有識者会議を開催するなどして、第二種免許の受験資格の見直しの可否等について、交通安全の確保に配慮しつつ、幅広い観点から検討を行うこととしています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:9

受付日	30年3月1日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	住宅宿泊事業法の届出住宅についての水質汚濁防止法での届出の必要性について
具体的内容	<p>○環境省の30年1月31日付けの通知では「住宅宿泊事業法の届出住宅は法改正なしに、水質汚濁防止法施行令別表第1の66の3旅館業の用に供する施設に該当するため、水質汚濁防止法等に基づく届出が必要」とあるが、今回の住宅宿泊事業法の趣旨から逸脱しているのではないか。</p> <p>理由:1 施行令別表2の66の3号の施設は、「旅館業(旅館業法第2条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう)の施設」とある。旅館業法第2条第1項は「旅館業とは旅館・ホテル営業、簡易宿泊所営業及び下宿営業をいう。」とあるが、住宅宿泊事業法の届出住宅はどれにも該当していない。</p> <p>2 水質汚濁防止法の趣旨からいっても、今回の届出住宅の排出水の汚濁は、旅館業の施設からの汚濁の2分の1以下(宿泊日数制限があるため)であり、また、原則、排出水は浄化槽で処理されており環境影響は少ない。</p> <p>3 建築基準法においても、届出住宅は旅館でなく、住宅、長屋等に含まれるため、排出水を処理する浄化槽も旅館用ではない。</p> <p>以上のことから、水質汚濁防止法施行令別表2の66の3号は、「旅館業(旅館業法第2条第一項に規定するもの)の施設」との明確な記載があり、今回の住宅宿泊事業法の届出住宅が特定施設に該当するかの判断は、解釈のみの通知でなく、「規定」によって判断すべき。したがって、住宅宿泊事業法の届出住宅は水質汚濁防止法の特定施設には該当せず、届出等の必要はないのではないかと。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>○厚生労働省によれば、旅館業法における「旅館業」とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」をいい、旅館業法においては旅館業を行おうとする者は、都道府県知事(保健所設置市又は特別区にあっては市長又は区長)の許可を受けなければならないこととしています。また、観光庁及び厚生労働省によれば、住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業については、住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をした者は、旅館業法上の許可を得ずに住宅宿泊事業を実施できることとされています。住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業も、旅館業法における「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることに変わりはないため、営業形態としては旅館業(旅館業法第2条第1項に定める旅館業)に該当します。</p> <p>○水質汚濁防止法では、事業活動に伴い水質汚濁の原因となり得る汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定めており、事業場から公共用水域に排水する者は特定施設を設置しようとするときは、事業場の名称、所在地、特定施設の種類等を都道府県知事等に対して届け出なければならない等とされています。旅館業については、水質汚濁防止法施行令別表第一第66号の3において、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設であって、ちゅう房施設、洗濯施設又は入浴施設が特定施設とされています。なお、この規定は、施設の一部が住宅として使用されているか否かや当該施設の実際の営業期間にかかわらず従来から旅館業に対して適用されております。</p>	
該当法令等	水質汚濁防止法第5条、第6条 水質汚濁防止法施行令別表第一第66号の3	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>住宅宿泊事業は事業活動であり、かつ営業形態としては旅館業法に定める旅館業に該当する以上、住宅宿泊事業の用に供される施設について、水質汚濁防止法施行令で定める特定施設に該当する可能性があることから、平成30年1月31日付けの環境省通知では、この旨を明確にしたものです。</p> <p>また、現行の水質汚濁防止法においても、旅館業に係る特定施設は住宅としての使用の有無や営業日数に応じて該非が区別されているものではないこと、住宅宿泊事業の用に供される施設からの排水の汚濁負荷は従来から特定施設に該当している旅館業に係る特定施設からの排出水の汚濁負荷を下回るとは言い切れないことなどから、住宅宿泊事業の用に供される施設を水質汚濁防止法の特定施設から除外することは適当ではないと考えております。</p> <p>なお、住宅宿泊事業法は、民泊の活用を図るとともに、安全面・衛生面の確保、地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくり、旅館業法の許可を得ずに実施されている民泊の是正を図ることなどを趣旨としており、水質汚濁防止法において従来から旅館業法上の許可を得て営業している旅館業と同等の措置を民泊に対して水質汚濁防止法において求めることは、住宅宿泊事業法の趣旨に特段反しないと考えております。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:10

受付日	30年6月19日	所管省庁への検討要請日	30年7月9日	回答取りまとめ日	30年8月24日
-----	----------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	水質汚濁防止法の特定施設の届け出について
具体的内容	<p>旅館業をする場合、施設の図面などを添付して保健所で許可を受けるが、旅館施設の内、(1)厨房施設、(2)洗濯施設、(3)入浴施設の3種類については、水質汚濁防止法に規定する「特定施設」にあたるため、届け出が義務付けられている。</p> <p>この手続きについては、同じ保健所で受け付けている都道府県もあれば、環境局で受け付けているなど、都道府県によって窓口は様々となっている。</p> <p>当然、都道府県としては、旅館業許可を出す段階で、同時に水質汚濁防止法の届け出も求めるべきであるが、縦割り行政のために、まったく横の連携がなされておらず、同法の届け出がないままに放置されるケースも多数みられる。</p> <p>事業者としても、旅館の図面を改めて提出しなければならず、二度手間となっている。</p> <p>そこで、旅館業の許可を出した場合は、その申請図面を水質汚濁防止法の手続きとしても、行政内部で横の連携をして、同図面を提出したものと看做して取り扱うべきである。</p> <p>このように、わずかではあるが、縦割り行政の弊害を取り除くことができれば、届け出忘れの防止を図りつつ、事業者の申請負担を減らすことが可能になるものと考えます。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	環境省厚生労働省
制度の現状	<p>水質汚濁防止法の届出は特定施設から排出される水が公共用水域等の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に十分検討しておくため、あらかじめ排水経路や排水水の汚染状態等の必要事項を都道府県知事に届出させていただくこととしたものです。これにより、当該届出のあった事項につき審査を行い、必要に応じて水質汚濁の事前防止に資することができることとなっています。</p> <p>また、旅館業法の許可申請については、都道府県知事等が、旅館業の施設が法令等で定める構造設備基準等を満たすものかを判断するため、当該施設の構造設備を明らかにする図面を添付した上で、申請をしていただくものです。</p>	
該当法令等	水質汚濁防止法 旅館業法	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>水質汚濁防止法の届出と旅館業の許可申請については、施設の図面の一部など、部分的に同様の書類を用いることはあると考えられるものの、それぞれの法律の趣旨の違い等により、必要とされる情報や審査に必要な書類は異なっています。そのため、書類の一部を流用することが可能な場合もありますが、原則としては、それぞれの法律に基づき、それぞれ必要な書類を提出するものと考えます。</p> <p>また、ご指摘の通り、都道府県等の組織体制により窓口等の状況は様々でありますことから、行政内部の連携方法についても都道府県等ごとに異なることとなりますが、都道府県等の行政内部における横の連携は現行制度でも可能であり、都道府県等が必要に応じて他部署と連携をしていただくことは運用で対応可能であると考えます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

番号:1

受付日	30年2月20日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	廃棄物処理法の手続きにおける住民票・登記事項証明書等の省略
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>廃棄物処理法は、廃棄物処理業の許可申請・変更届出、廃棄物処理施設の設置申請・変更届出において添付が必要とされている書類が多く、事務負担が大きい。マイナンバーや法人番号等を活用し、住民票や登記事項証明書などすでに行政が保有している情報については、添付書類の提出を速やかに不要にすべきである。</p> <p>また、その実現にあたっては、役員のマイナンバー情報を企業側に求めないことを前提として、法人番号から対象役員のマイナンバーを入手する等、行政側での手続きをワンストップ化を検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>1月に政府が策定した「デジタル・ガバメント実行計画」には、ワンスオンリーの原則に基づき、マイナンバーや法人番号等を活用し、すでに行政が保有している情報は、添付書類の提出を原則不要とするの方針が盛り込まれた。資源を有効に活用する観点から、廃棄物処理法に関する手続きにおいて必要とされている添付書類について、環境省は率先してその省略を実現すべきである。</p> <p>その実現にあたっては、企業の担当者が役員のマイナンバー情報等を管理することを避ける等、個人情報管理に対する安全措置に留意した手続きを検討することが重要である。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	廃棄物処理法においては、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可申請等の際に役員の住民票や、法人の登記事項証明書を添付する必要があります。	
該当法令等	廃棄物処理法第14条、同法第14条の2、同法第15条、同法第15条の2の6、同法施行規則第9条の2、同法施行規則第10条の4、同法施行規則第10条の10、同法施行規則第11条、同法施行規則12条の10	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	産業廃棄物処理業等の電子申請の推進については、平成29年2月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、許可申請等の負担軽減や合理化について、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供や行政運営の効率化の観点から、電子申請の活用を進めるべきであるとされました。行政機関に一度提出した情報の再提出の原則不要化(ワンスオンリー)の実現等、デジタル・ガバメント実行計画を具体化するための政府全体の取組状況を踏まえつつ、申請様式も含めた電子化の検討を行ってまいります。	

区分(案)	○
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

番号:2

受付日	30年2月27日	所管省庁への検討要請日	30年3月26日	回答取りまとめ日	30年4月20日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化推進
具体的内容	<p><b>【提案の具体的内容】</b>                  省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、「同じ情報は一度だけの原則（ワンス・オンリー原則）」等、「規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～」(2017年5月、規制改革推進会議)に示された行政手続コスト削減の方針に則り、文書の様式・記載項目・届出先の一元化に向けた必要な措置を講じるべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b>                  省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。                  経済産業省は「『行政手続コスト』削減のための基本計画」において省エネ法定期報告の電子化に関する検討を行うことを掲げる一方、地方自治体への報告との重複については言及していない。                  省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。ワンス・オンリーの徹底と書式・様式の統一に向けた必要な措置を講じるべきである。                  国の地方自治体への関与は自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則があるとはいえ、「規制改革推進に関する第1次答申」において「地方自治体の行政手続については、地方自治体の理解と協力を得つつ、取組を進める」と記載されている以上は、自治体の理解・協力を得るための最大限の取組みを行っていただきたい。                  省エネ法定期報告と地方自治体の温暖化防止条例等における報告の文書様式や記載項目、届出先の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に縮減され、生産性の向上や、実質的な温暖化対策に割くことのできるリソースの増加、また効率的な行政の実現にも資することが期待される。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	経済産業省環境省
制度の現状	<p>省エネ法における定期報告は、事業者によるエネルギーの使用法の改善を目的として、法第15条に基づき、年度のエネルギー使用量が1,500kl以上(原油換算)である事業者等に対して、毎年度7月末までに定期報告書の提出を義務付けているものです。                  具体的には、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率(エネルギー消費原単位)、事業者等の取り組むべき省エネ対策(エネルギー消費設備の設置改廃の状況など)の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握する上で最低限の事項を求めています。                  定期報告の結果、事業者の省エネ取組状況が不十分と認められる場合には、法に基づく立入検査や報告徴収等を実施した上で、法に基づく指導等を実施しています。                  一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けています。                  両制度に基づく報告項目については、各地方自治体が独自の取組みを実施する観点から様々な報告を求めているため、重複項目の有無は地方自治体ごとに異なっていると認識しています。</p>	
該当法令等	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化防止条例等	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	本提案については、事業者の行政コストを簡素化する観点から、現在、内閣府の「規制改革推進会議」における「行政手続部会」において検討を進めています。引き続き、環境省・経済産業省の両省で連携して取り組んでまいります。	

区分(案)	○
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

番号:3

受付日	30年3月26日	所管省庁への検討要請日	30年4月17日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	登記制度における本人申請の推進について
具体的内容	<p>法務省は、商業登記、不動産登記の両方について、資格者代理人(主に司法書士)の手続きに関してのみ緩和を推進し、本人申請については厳格な手続きを残し、緩和しない方針である。</p> <p>しかしながら、本来は本人申請が原則である。資格者代理人の申請を原則とした制度設計は、国民に代理人費用を負担させることが前提であり、本末転倒といわざるを得ない。</p> <p>内閣府からの調査依頼によって、商業登記の補正に関し、本人申請は25%以上、代理人申請でも10%以上の補正率があることが明らかとなった。つまり、法務省は、司法書士に依頼しなければ登記できない複雑な申請方法を放置し、司法書士に依頼するように、事実上誘導しているのである。</p> <p>たとえば、不動産登記においては、売主買主の共同申請(共同で電子署名をして申請する方法)が求められている。しかし、本人申請において、このような共同申請は、見込まれる可能性は極めて低い。</p> <p>そのため、実際には、売主から委任状を受け取り、買主が売主の代理人を兼ねる方法が用いられている。(法務省の電子申請の書式も、そのようになっている。)</p> <p>ところが、資格者代理人の場合のみ、委任状の原本提出を不要とする緩和措置を、法務省は導入しようとしているのである。</p> <p>具体的には、本人申請は委任状の原本提出が求められる一方、司法書士の場合のみ、コピーだけで良いことになるのである。結果、本人申請のみ手続きが煩雑という状況となり、司法書士に依頼するように、事実上誘導されるのである。</p> <p>本来は、譲渡証書、印鑑証明書、権利証を売主から預かり、申請書に添付をすれば、買主だけで売買登記ができるようにすべきであるが、少なくとも、本人申請であっても売主の委任状に関しては、資格者代理人と同様に、原本提出不要とする緩和措置が導入されるべきである。</p> <p>これは一例であるが、代理人に依頼しなければ登記できない状況や、代理人であっても10%以上も補正になる状況は、明らかに法務省に原因がある。内閣府の指摘のみをもって、手続きを簡素化する方法はかなり存在する。</p> <p>よって、緩和措置に関しては、「資格者代理人申請」を特別扱いするべきではない。法務省は、原則に立ち返って、本人申請についても緩和するべきであり、国民から高額な代理人費用の負担をできる限り削減し、推進しようとする基本理念に立脚して改善を図るべきである。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状		<p>不動産登記及び商業登記の申請においては、真正かつ適法に申請されているかどうかを登記官が審査することにより、登記の真実性を担保することができるよう、委任状等の登記の申請の添付情報については、原本を添付する必要があります。</p> <p>売買による不動産の所有権の移転の登記については、登記の真実性を担保することができるよう、登記によって直接利益を受ける者(買主)と登記によって直接不利益を受ける者(売主)とが共同して登記を申請する必要があります。</p>
該当法令等		不動産登記法第60条等
対応の分類		対応不可
対応の概要		<p>登記の申請が真正かつ適法にされているかどうかを登記官が審査することにより、登記の真実性を担保し、これにより、国民の権利の保全を図り、取引の安全と円滑に資することができるようにするためには、所有権の移転の登記は、登記によって直接利益を受ける者(買主)と登記によって直接不利益を受けるもの(売主)とが共同して申請する必要があります。また、登記の申請の添付情報についても、原本を添付する必要があります。</p> <p>なお、オンライン手続における利便性の向上策の一つとして、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)において、各府省は、士業者が手続を代理する場合に、士業者が原本や添付書類を確認することにより、当該原本の提示や当該添付書類の提出を省略することを可能とすることを検討し、実施することとされていることから、その検討を進めているところです。また、不動産登記及び商業登記はオンラインにより申請することができるよう、法務省においては、代理人によらない申請も含めて、添付書類の見直し、本人確認方法の見直し、手続の周知方法の見直し、事務処理方法の見直し、システムの利便性の向上等、オンライン手続の利便性の向上のための様々な取組を進めているところです(<a href="http://www.moj.go.jp/hisho/jouhoukanri/hisho09_00034.html">http://www.moj.go.jp/hisho/jouhoukanri/hisho09_00034.html</a>参照)。法務省としては、引き続き、不動産登記及び商業登記のオンライン手続の利便性の向上に取り組んでまいります。</p>

区分(案)	○
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林WG関連

番号:1

受付日	30年2月20日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年3月30日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	農業用温室建設の建築基準の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 農地に建てられる農業用温室の建築基準を緩和すべき</p> <p>【提案理由】 農業用温室には、被覆資材がビニール等で取り外しが容易なものを除き、建築基準法が適用される。そのため、ガラスやフィルムを利用した温室等を設置する場合、基礎、主要構造部等における指定建築材料の利用、面積に応じた防火設備の設置等が必要となるなど、建設コストが増大し、結果として、生産物の競争力低下を招いている。</p> <p>なお、農業用温室は人が生活する空間ではなく、一般的な建築物に適用するルールとは分けて考え、基準を整備することが合理的である。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>・建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」と定義されています。</p> <p>・このため、農業用ビニールハウスに限らず、一般的に土地に定着し屋根及び柱もしくは壁を有するものは建築物として、建築基準法に適合させる必要があります。</p> <p>・また、建築物を建築しようとする場合、工事着手前に当該建築計画が適法であることについて、建築主事による確認(建築確認)を受ける必要があります。</p>	
該当法令等	建築基準法第2条第1項、第6条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>屋根を天幕、ビニール等で覆い、それらの材料が容易に取り外せるものの建築基準法上の取扱いについては、例規昭和37年住指発第86号において、屋根等が土地への定着性が認められないため、建築物としては取り扱わない旨を既に示しています。</p> <p>これらを参考に、建築主事が、地域の実情を踏まえつつ、個別の農業用温室が建築物に該当するかどうかを建築基準法の定義に照らして適切に判断していくべきものと考えます。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林WG関連

番号:2

受付日	30年4月2日	所管省庁への検討要請日	30年4月24日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	ビニールハウスを農業用施設として利用する際の規制緩和
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウスは、農業生産物の栽培に供する際には、「建築物」としてみなされないが、使用しなくなったビニールハウスを、飼料米の保管庫として使用すると、「建築物」として取り扱われてしまい、建築確認申請が必要となる。</li> <li>・使用していないビニールハウスの再利用の促進のためにも、建築物と見なせずに飼料米や農業機械の仮置き場として利用できるようにしてほしい。</li> </ul>
提案主体	民間企業

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」と定義されています。</li> <li>・このため、農業用ビニールハウスに限らず、一般的に土地に定着し屋根及び柱もしくは壁を有するものは建築物として、建築基準法に適合させる必要があります。</li> <li>・また、建築物を建築しようとする場合、工事着手前に当該建築計画が適法であることについて、建築主事による確認(建築確認)を受ける必要があります。</li> </ul>	
該当法令等	建築基準法第2条第1項、第6条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>屋根を天幕、ビニール等で覆い、それらの材料が容易に取り外せるものの建築基準法上の取扱いについては、例規昭和37年住指発第86号において、屋根等が土地への定着性が認められないため、建築物としては取り扱わない旨を既に示しています。</p> <p>これらを参考に、建築主事が、地域の実情を踏まえつつ、個別のビニールハウスが建築物に該当するかどうかを建築基準法の定義に照らして適切に判断していくべきものと考えます。</p>	

区分(案)	△
-------	---